

高知大学 SUIJI 推進室規則

〔平成 25 年 6 月 26 日〕
規則 第 26 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学組織規則第 30 条第 1 項の規定に基づき、高知大学 SUIJI 推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) SUIJI 事業推進の企画・立案に関すること。
- (2) 推進室の運営に関すること。
- (3) SUIJI に関する補助事業に関すること。
- (4) その他 SUIJI に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員
 - ア 農林海洋科学部の基幹教員 4 人
 - イ グローバル教育支援センターの教員 若干人
 - ウ その他室長が必要と認める者

(室長)

第 4 条 推進室に室長を置き、理事（教育担当）が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 推進室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を補佐する。

(相談役)

第 6 条 推進室に、SUIJI 事業の推進に関する相談、指導等を行うために相談役を置くことができる。

2 相談役は、室長が委嘱する。

(室員)

第7条 第3条第3号の室員は、当該教員が所属する学部及びセンターの長の推薦に基づき、室長が委嘱する。

2 室員は、推進室の業務を処理する。

(室員の任期)

第8条 前条の室員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、総務部物部総務課及び学務部国際教育支援室で処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規則施行後最初に任命される第3条第3号の室員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成26年3月31日規則第114・116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日規則第14号)

この規則は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月18日規則第116号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第103号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日規則第3号)

この規則は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 55 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。